広報にいつ
発行所　新津市役所
印刷所　東洋舗印刷所

扶養親族一人につき 税額百円軽減（本年度）
市民税臨時調査委員会答申

さる八月二十九日以来かわらず、扶養親族につき大部分の市が概ね扶養親族一人につき三百円宛控除市との関係を既に御承知のことと思いますが、たびたび会合を開いて親切に御研究を重ねてきた市民税臨時調査委員会、と実質的には扶養親族一人につき百円宛控除市と決定しました。

この改正を適当と認めた理由は、(一)扶養親族を多くもつ階層は、概ね市の所得が割合として多額のため、高い税率が適用されていること、(二)扶養親族が多いとは必ずしも、扶養親族が多い場合で、その家の生計は苦しいにもかかわらず、扶養親族が多いとは少い者より、たとえ相対的な所得が多い場合でも